

令和2年3月19日
総務文教委員会資料
財務部

目次

[報告事項]

- 1 富山市市税条例の一部改正（案）について 1 頁
- 2 富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税
に関する条例の一部改正（案）について 2 頁

1 富山市市税条例の一部改正（案）について（専決処分予定）

[納 税 課]

1 改正の理由

地方税法の一部改正が見込まれるため、所要の規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 現に固定資産を所有している者の申告に係る規定の追加

課税台帳に所有者として登録されている個人が死亡している場合、その固定資産を現に所有している者に対し、住所、氏名等を申告させること及び固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を定める。

(条例第83条の2、第84条関係)

(2) 再生可能エネルギー発電設備の特例割合の範囲の変更

再生可能エネルギー発電設備で一定のものに係る固定資産税(償却資産)は、取得後3年度分、市税条例で定める割合で軽減している。

その各種設備のうち、「出力5千キロワット以上の水力発電設備」について、地方税法の特例割合の範囲が改正されることから、市税条例の特例割合を変更する。

【水力発電設備（出力5,000kw以上）の特例割合】

	改正前		改正後
地方税法に規定する特例割合	1/2以上 5/6以下の範囲	⇒	7/12以上 11/12以下の範囲
市税条例に規定する特例割合	1/2		7/12

(条例附則第20条関係)

(3) その他規定の整備

3 施行期日

令和2年4月1日

2 富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正（案）について（専決処分予定）

〔 資 産 税 課 〕

1 改正の理由

「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」の改正が見込まれるため、条例の改正を行うもの。

2 改正の内容

地域再生法に規定する地方活力向上地域において、県知事の認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に従って施設整備を行う事業者が取得した一定の要件を満たす固定資産について、3年度分課税免除又は税率を軽減する不均一課税を行っているが、その整備計画の認定の期限である平成32年3月31日を令和4年3月31日に改正し2年延長する。

〔条例に定める対象固定資産及び税率〕

(1) 対象固定資産

- ・事務所・研究所・研修所等の家屋
- ・取得価格の合計額が3,800万円以上の償却資産
- ・当該家屋又は構築物の敷地である土地

(2) 税率等

①移転型（東京23区からの本社機能の移転）

課税免除

②拡充型（本市企業の本社機能等の強化）

不均一課税

	初年度	第2年度	第3年度
税率1.4%に乗じる率	1/10	1/3	2/3
税率	0.14%	0.467%	0.933%

※ 課税免除に伴う減収分については、交付税による補填措置の対象となる。

3 施行期日

令和2年4月1日